

佐々町こども計画

【概要版】

令和7年3月

佐々町

1 計画策定の背景

佐々町では、平成27年3月に子ども・子育て支援法に基づく「第1期“さざっ子”育成プロジェクト」を策定しました、令和2年3月には、「第2期“さざっ子”育成プロジェクト」を策定し、「こどもが元気に遊び、学ぶ」、「地域で育てる」というキーワードを踏まえ、時代に即した子ども・子育ての環境を目指して、子育てに関する施策を総合的に推進してきました。

令和6年度に計画期間の最終年度を迎えることにより、社会環境の変化や佐々町の子どもや子育てを取り巻く現状、「第2期計画」の進捗状況等を踏まえ、子ども・子育て支援に向けた取り組みをさらに効果的かつ総合的に推進するため、「子どもの貧困対策推進計画」及び「子ども・若者計画」を包含し、「佐々町子ども計画」（以下、「本計画」という。）を策定しました。

2 計画の位置付け

本計画は、子ども基本法に基づく「市町村子ども計画」であるとともに、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「子どもの貧困対策推進計画」、子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画」として位置づけます。なお、佐々町子ども・子育て支援事業計画は、第3期“さざっ子”育成プロジェクトとして位置づけます。

また、町の最上位計画である「第7次佐々町総合計画」や、その他の関連計画とも整合性を図り策定しています。

3 計画の期間

本計画の期間は、5年を1期として策定することとされているため、令和7年度から令和11年度までの5年間で推進します。その後、計画最終年度である令和11年度には計画の達成状況の確認と見直しを行います。

また、5年間の計画期間中であっても、様々な状況の変化により見直しの必要性が生じた場合、適宜、計画の見直しを行います。

項目	年度							
	R2	～	R6	R7	R8	R9	R10	R11
計画期間	子ども子育て支援事業計画(第2期)			こども計画				

4 計画の対象

本計画は、妊娠期を含めた 0 歳から 39 歳までのこども・若者・子育て当事者及びその家族、地域、企業、行政を対象とします。

5 計画の策定体制

1) 佐々町子ども・子育て会議

令和6年12月19日 第1回佐々町子ども・子育て会議

令和7年 2月 6日 第2回佐々町子ども・子育て会議

2) 子ども・子育てに関するアンケート調査

○調査対象者：佐々町在住の「就学前児童」のいる世帯の保護者

実施期間：令和6年10月28日～令和6年11月15日（19日間）

配布数：1,109票 有効回収数：791票 有効回答率：71.1%

3) 子どもの生活状況調査

○調査対象者：佐々町在住の小学校5年生・6年生とその保護者

佐々町在住の中学校2年生とその保護者

実施期間：令和6年10月28日～令和6年11月 8日（12日間）

配布数：1,024票 有効回収数：828票 有効回答率：80.9%

4) こども・若者の意識調査

○調査対象者：佐々町在住の若者（16歳～39歳）

実施期間：令和6年12月10日～令和7年1月10日（32日間）

調査方法：メールや紙、パネルへの貼り付けなどにより意見収集

○調査対象者：高校生

実施日：令和6年12月17日

調査方法：清峰高校3年生の課題研究発表及び意見交換

5) パブリックコメント

実施期間：令和7年2月10日～令和7年2月23日（14日間）

募集方法：ホームページ及び窓口での閲覧、メール及び紙、FAXで意見収集

6 佐々町を取り巻く課題

1) 子育て家庭への支援の充実

子ども・子育てに関するアンケート調査による「気軽に相談できる先」について、公的機関を選択する割合が低かったため、相談窓口などの周知を強化する必要があります。

2) 子育てに要する経済的な負担の軽減

子ども・子育てに関するアンケート調査による「理想とするお子さんの人数を実現できない理由」について、「子育てや教育にお金がかかる」との回答が最も多くなっています。

様々な状況にある家庭に対する経済的な負担軽減が求められます。

3) 居場所づくり・学習・進学への支援

自由回答では、屋内で遊べる場所や集まれる場所、学習できる場所についてのニーズが多くあり、新たな居場所づくりが求められています。

また、子ども・子育てに関するアンケート調査による「子育てをされていて感じる悩み」について、「子どもの学力」との回答が最も多くなっています。

個々の状況に応じた多様な学びや学校・地域・行政等の垣根を超えた連携により、学習や知識取得の機会を提供する必要があります。

4) 児童虐待防止とヤングケアラーへの支援

本町における子育てに関する相談件数は年々増加している状況にあります。また、ヤングケアラーについては、子どもの生活状況調査によると1割強のこどもが家族のお世話をしていると回答しています。

子育てに困難を抱える保護者や家庭状況が負担となっているこどもが顕在化しているため、関係機関が連携し困難を抱えている家族の早期発見や把握、適切な支援が必要です。

5) 若者支援の充実

子どもの生活状況調査による「どのような進路を希望していますか」について中学生は、「高校から専門学校に進学」を希望する回答が最も多く、2番目が「高校（または5年生の高等専門学校）から大学に進学」との回答が多くなっています。

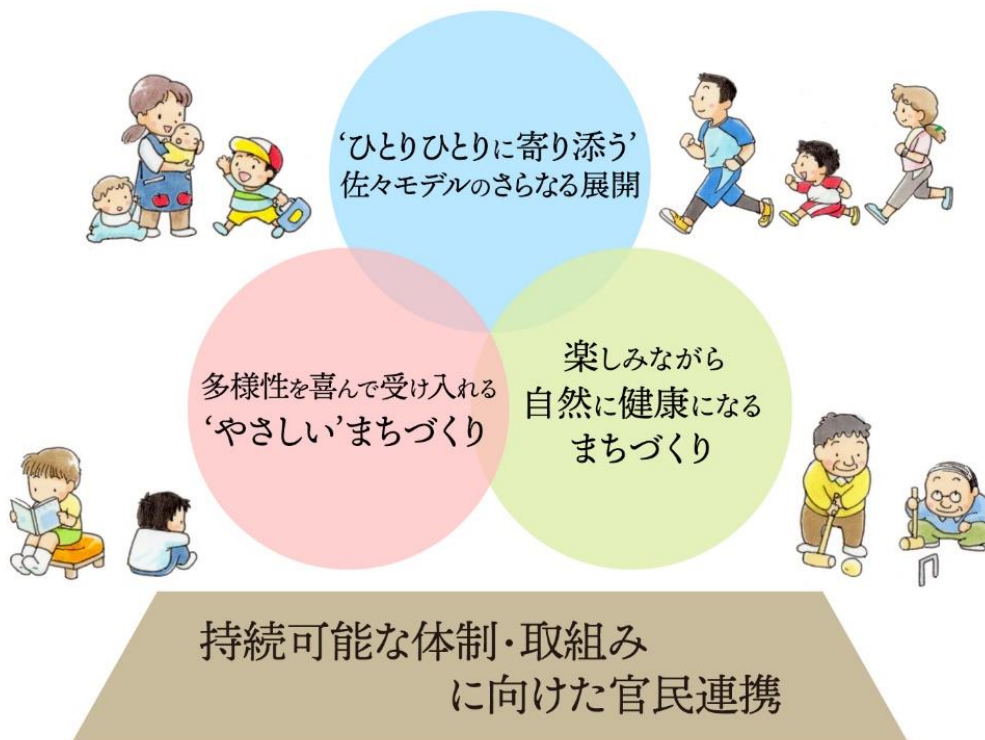
こどもや若者が家庭の経済状況にかかわらず、高校や大学に進学するチャンスを確保できるよう、就学支援が必要です。

また、進学や就職、人間関係について悩みや不安を抱える若者、その家庭に対する相談支援体制の充実が必要です。

【基本理念】

こどもまんなか佐々
地域で育てよう
未来のたから

【基本方針】



【各基本方針に基づく基本施策】

基本理念	基本方針	基本施策
	<p>1) “ひとりひとりに寄り添う” 佐々モデルのさらなる展開</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 社会で支えるこどもの貧困対策 • 障がい児支援や医療的ケア児などへの支援 • 児童虐待防止とヤングケアラーへの支援 • こどもや若者の自死対策、犯罪などからこどもや若者を守る取組 • こどもや若者の生活基盤の支援
<p>こども まんなか佐々 地域で 育てよう</p>	<p>2) 多様性を喜んで受け入れる “やさしい” まちづくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 妊娠から出産、子育て期の健康の確保 • 子育ての悩みや不安への支援 • 子育てや教育に関する経済的負担の軽減 • 地域で支える子育ての推進
<p>未来のたから</p>	<p>3) 楽しみながら “自然に健康になる” まちづくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 質の高い教育や保育の提供の充実 • 教育や保育施設と学校の連携の推進
	<p>4) 持続可能な体制・取組みに向けた官民連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 地域と連携した学校教育の推進 • こどもの居場所づくりの推進 • いじめ防止対策の推進 • 不登校のこどもへの支援

8 教育や保育の量の見込み及び提供体制の確保

就学前のこどもの教育や保育については、こどもの年齢と保育の必要性の認定に基づき、3つの認定区分に基づいて利用できる施設や時間が変わります。そのため、それぞれの認定区分別に量の見込みと確保方策を示すこととなります。

【認定区分】

年齢	3～5歳		0～2歳
認定区分	1号認定 (教育標準時間認定)	2号認定 (保育認定)	3号認定 (保育認定)
対象者	幼稚園等での教育を希望する場合	就労等保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望する場合	就労等保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望する場合
利用できる施設	幼稚園 認定こども園	保育所 認定こども園	保育所・認定こども園 小規模保育施設

1) 教育事業【1号認定(3～5歳児)】

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み					
町民による利用	74	76	73	71	69
他市町からの受入	1	1	1	1	1
量の見込み合計	75	77	74	72	70
確保方策					
町内施設	35	35	35	35	35
他市町での受入	40	42	39	37	35
確保方策合計	75	77	74	72	70

2) 保育事業【2号認定（3～5歳児）】

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み					
町民による利用	355	341	330	320	311
他市町からの受入	15	16	15	13	13
量の見込み合計	370	357	345	333	324
確保方策					
町内施設	288	288	288	288	288
他市町での受入	82	69	57	45	36
確保方策合計	370	357	345	333	324

3) 保育事業【3号認定（0歳児）】

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み					
町民による利用	66	64	62	60	58
他市町からの受入	6	6	6	6	6
量の見込み合計	72	70	68	66	64
確保方策					
町内施設	64	64	64	64	64
他市町での受入	8	6	4	2	0
確保方策合計	72	70	68	66	64

4) 保育事業【3号認定（1・2歳児）】

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み					
町民による利用	230	230	230	230	230
他市町からの受入	13	11	11	11	11
量の見込み合計	243	241	241	241	241
確保方策					
町内施設	173	173	173	173	173
他市町での受入	70	68	68	68	68
確保方策合計	243	241	241	241	241

9 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

1) 開所時間延長促進事業（時間外保育）

保育所等に入所しているこどもについて、保護者の就労状況等により、通常の保育時間を超えて延長して保育を実施する事業です。

【開所時間延長促進事業の量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み					
利用人数（実人数）	304	298	291	285	280
確保方策					
確保方策（実人数）	304	298	291	285	280
実施園数（箇所）	3	3	3	3	3

2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象として、放課後の遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図る事業です。

【放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の量の見込みと確保方策】

（単位：人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み					
小学1～3年生	230	213	222	204	193
小学4～6年生	39	47	39	45	40
量の見込み合計	269	260	261	249	233
確保方策					
佐々学童	45	45	45	45	45
口石学童	135	135	135	135	135
民間施設学童	90	90	90	90	90
確保方策合計	270	270	270	270	270

3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の入院や育児疲れなどにより、一時的に養育困難となった児童について、児童福祉施設等で保護者に代わって一定期間必要な保護を行う事業です。18歳未満の子どもが対象となっています。

【子育て短期支援事業の量の見込みと確保方策】

(単位：人/年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み					
利用人数	2	2	2	2	2
確保方策					
利用人数	2	2	2	2	2

4) 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業は、乳幼児及びその保護者が相互に交流を行う場所で、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の支援を行う事業です。

佐々町では、「ぷくぷくクラブ」（開所日：火・水・金曜日）を総合福祉センターに開設し、佐々町在住の未就学児で、子育て中の家族の方なら誰でも利用できる体制を整えています。

【地域子育て支援拠点事業の量の見込みと確保方策】

(単位：人/年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み					
利用人数	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400
確保方策					
利用人数	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400

5) 一時預かり事業（幼稚園型）

保護者の用事や、短期就労などの際に、昼間一時的に未就学児を預かる事業です。幼稚園や認定こども園の在園児を対象とした通常の教育時間の前後や長期休業中等に当該幼稚園や認定こども園で保育を行っていきます。保護者のニーズに沿った一時的な預かりによる必要な保育量を確保します。

【一時預かり事業（幼稚園型）の量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み					
利用人数（延べ人数）	10,278	10,452	10,296	9,955	9,955
確保方策					
確保方策（延べ人数）	10,278	10,452	10,296	9,955	9,955
うち、他市町での受入（延べ人数）	1,769	1,799	1,772	1,713	1,713
町内実施園数（箇所）	1	1	1	1	1

6) 一時預かり事業（保育所や認定こども園による保育を受けていないこどもの一時預かり（ありす））

保護者の用事や、短期就労などの際に、昼間一時的に未就学児を預かる事業です。佐々町では、日頃、保育所や認定こども園による保育を受けていないこどもの一時預かりを行う施設「ありす」を総合福祉センターに開設しています。保護者のニーズに沿った一時的な預かりによる必要な保育量を確保します。

【一時預かり事業の量の見込みと確保方策】

（単位：人／年）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み					
利用人数	155	155	155	155	155
確保方策					
利用人数	155	155	155	155	155

7) 病児・病後児保育事業

病後の回復期にある子どもを保護者が家庭で保育できない場合に、町内保育所等で預かる事業を行ってまいります。

また、近隣市町と協力し、本町の病児・病後児を近隣市町の保育所等に預けることを可能とする、西九州させば広域都市圏連携事業を行ってまいります

【病後児保育事業の量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み					
利用人数（延べ人数）	109	111	110	106	106
確保方策					
確保方策（延べ人数）	109	111	110	106	106
うち、他市町での受入（延べ人数）	46	47	46	45	45
町内実施園数（箇所）	2	2	2	2	2

8) 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育や保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供および必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業をこども家庭センターで行います。

【利用者支援事業の量の見込みと確保方策】

(単位：箇所)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み					
設置数	1	1	1	1	1
確保方策					
設置数	1	1	1	1	1

9) 妊婦等包括相談支援事業

妊婦等に面談やアンケートを実施することにより、妊婦等の心身の状況やその置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行います。

【妊婦等包括相談支援事業の見込みと確保方策】

(単位：人/年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み					
利用人数	150	150	150	150	150
確保方策					
利用人数	150	150	150	150	150

10) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

生後6か月から3歳未満の未就園のこどもを対象に、保護者の就労要件を問わず、保育所などの施設で一定時間までの預かりを行う事業です。

【乳児等通園支援事業の量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み					
利用人数（人）	11	11	11	11	11
確保方策					
確保方策（人）	11	11	11	11	11
実施園数（箇所）	1	1	1	1	1

11) 産後ケア事業

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポートなどを行い、産後も安心して子育てができる支援を行います。実施は、施設において日中、来所した利用者を実施する「日帰り（デイサービス）型」、担当者が利用者の自宅に赴く「居宅訪問（アウトリーチ）型」があります。

【産後ケア事業の見込みと確保方策】

(単位：人/年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み					
利用人数	108	108	108	108	108
確保方策					
利用人数	108	108	108	108	108

12) 妊婦健康診査

妊婦の健康保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、母子健康手帳発行時に健康診査受診票を発行し、医療機関において健康状態の把握や検査計測、保健指導を実施するとともに妊娠期間中に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【妊婦健康診査の量の見込みと確保方策】

(単位：人/年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み					
利用人数	1,430	1,430	1,430	1,430	1,430
確保方策					
利用人数	1,430	1,430	1,430	1,430	1,430

13) 産婦健康診査

産後2週間、1か月等、産後間もない産婦に対する健康診査に係る費用を助成し、産後の初期段階における支援を行う事業です。

【妊婦健診の量の見込みと確保方策】

(単位：人/年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み					
利用人数	260	260	260	260	260
確保方策					
利用人数	260	260	260	260	260

14) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳幼児がいるすべての家庭を訪問し、育児に関する相談や子育て支援に関する情報提供を行うとともに、養育環境等の把握を行う事業です。

【乳児家庭全戸訪問事業の見込みと確保方策】

(単位：人/年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み					
訪問人数	130	130	130	130	130
確保方策					
訪問人数	130	130	130	130	130

15) 養育支援訪問事業

さまざまな原因で養育支援が必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

【養育支援訪問事業の見込みと確保方策】

(単位：人/年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み					
訪問人数	60	60	60	60	60
確保方策					
訪問人数	60	60	60	60	60

16) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

特定教育や保育の各施設によっては、教育や保育に必要な物品について、保育料以外に実費徴収などの上乗せ徴収を行う場合があります。

本事業は、保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育や保育施設等に対して保護者が負担する副食費を助成する事業です。

【実費徴収に係る補足給付を行う事業の見込みと確保方策】

(単位：人/年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み					
利用人数	1	1	1	1	1
確保方策					
利用人数	1	1	1	1	1